

# 会 議 録

## 1 会議名

平成 30 年度 上越市入札監視委員会 第 1 回会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2) 指名停止措置状況について

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

## 3 開催日時

平成 30 年 4 月 26 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

## 4 開催場所

上越市ガス水道局 4 階 402 会議室

## 5 傍聴人の数

0 人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委 員：今本啓介、岩井文弘、笹川香織、宮崎貴博、山田昌子

・事務局

上 越 市：池田財務部長、宮下契約検査課長、鋤柄副課長、武田係長、西條係長、  
木村主任

ガス水道局：平野総務課長、新部副課長、城川係長、池田主任

（審議案件担当課等）

下水道建設課：宮崎副課長、西條主任

浦川原区建設グループ：齋藤班長、長井主任

都市整備課：片岡係長、中ノ瀬主任

建築住宅課営繕室：小塚主任

文化振興課：松永係長、柏村主任

教育総務課：渡邊主任

用地管財課：村松主任

危機管理課：青柳係長、渡辺主事

ガス水道局維持管理課：草間主査

## 8 発言の内容

### 【開会】

宮下課長： 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今年度第1回目の会議を始めさせていただきます。

まず開催に先立ちまして、池田財務部長から新年度にあたり、ご挨拶させていただきます。

池田部長： 財務部長の池田と申します。今年度第1回目の会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、ご多用の中、当委員会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から当市の入札・契約制度に関し、ご理解とご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げる次第であります。せっかくの機会ですので、市政の動向などもご紹介しながら挨拶とさせていただきます。

当市では、この間、価値ある投資として、高田公園オーレンプラザ、新クリーンセンター、有田小学校などの大規模な施設整備に取り組んできたところです。それらの取り組みが順次、完成・供用開始を迎えて、様々な施設がスタートしているところです。平成28年5月から2年間に渡って建設を進めてまいりました総工費約113億円の新水族博物館「うみがたり」のオープンも2か月後に控え、本日、新潟日報紙の中にも全面広告によりご紹介をさせていただいております。この「うみがたり」では、飼育数世界一となるマゼランペンギンをはじめ、300種、4万5千点の生物の展示や通年でのイルカショーの開催を予定しており、初年度は年間60万人の来場を見込んでいます。正に、まちの交流や賑わいの拠点となって、まちづくりの大きなインパクトのある施設になるものと期待しておりますし、そのような取り組みも我々としてもぜひ進めていかなければならないと決意を新たにしている次第です。

そのような整備の他、来年度、様々な市の計画が改定となることから、今年度は市政運営の基本指針となります第6次総合計画の後期基本計画を始め、第6次行政改革推進計画や公の施設の再配置計画の策定を予定しております。合わせて、第2次財政計画も8年間計画の折り返しを迎え、また新たな見直しを予定しております。このように主要計画の策定に今年度全庁を挙げて取り組むことをご承知おきいただければと思います。

その中で上越市は様々な課題を抱えております。財政状況が中々厳しい状況に変わりはありませんが、その他、人口減少や少子高齢化といった課題にどのように対応していくかということについても考えていかなければなりません。市が直面する課題にしっかりと対応して、長きに渡って持続可能な行財政運営の基盤を確立することを目的に、様々な主要計画を取りまとめているところです。

このように非常に大きなハード面、あるいはソフト面での動きがある状況の中で、いずれにしても委員の皆様におかれましては、この後、契約の発注状況案件の内容をご審議いただく訳です。それぞれの専門的な知見や市民の目線から忌憚のないご意見・ご助言を賜りますよう、改めてお願いを申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

宮下課長： 部長からの挨拶にもありましたとおり、今年度もよろしくお願ひいたします。

それでは、会の開催前に資料の確認をお願いいたします。当日配布資料の他、あらかじめ皆様にお配りした資料となります。本日第1回の次第、そして資料1-1、平成29年度の発注状況について、市発注分、資料の1-2としまして、ガス水道局分の発注状況について、資料2として指名停止措置状況について、本日の抽出案件ということで資料の3、No.1～No.10、他に当日配布資料として座席表と委員名簿です。不足などありませんでしょうか。

また、新年度に入りまして契約検査課とガス水道局総務課の担当職員の異動がありましたので、ここで職員の紹介をさせていただきます。

(鋤柄副課長、城川係長による自己紹介)

宮下課長： 続きまして、本日の出席委員であります。ご覧のとおり欠席者はなく、全員の委員の皆様からご出席をいただいております。

それでは只今から、上越市入札監視委員会平成30年度第1回会議を始めさせていただきます。なお上越市では、審議会等の会議を原則、公開としております。本日は報道の方もいらっしゃいますが、ご清聴にご協力ください。

始めに今本委員長からご挨拶いただきまして、入札監視委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いします。

#### 【挨拶】

今本委員長： みなさん、こんにちは。新年度1回目の会議ということで、本日もお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本日も10件案件がありますので、宜しくご審議のほどお願いします。

それでは、次第に沿って始めたいと思います。

報告の(1)発注状況について市発注分、ガス水道局発注分について、まず、市発注分について事務局から説明をお願いします。

#### 【報告】

(1) 発注状況について (市発注)

(ガス水道局発注)

宮下課長： 資料1-1に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見ありましたらお願いします。

岩井委員： 平成 28 年度と比べて発注件数と金額が大幅に減ったとの説明がありましたが、大型の案件、例えば新水族博物館や有田小学校を除いて考えた時に、年々、発注件数と金額は減ってきているのかを教えてください。

宮下課長： まず、金額面においては、平成 28 年度と平成 29 年度の比較で新水族博物館と有田小学校の案件により、大きく増減はありますが、それを除けば、概ね件数、金額ともにほぼ同様かと思っております。それ以外の工事では 500 件程度で推移しておりますので、そこは大きく変動はないかと思えます。

ただ、一方では、トレンドとして普通建設業務は少しずつ減少傾向にこれからは移行していくかとも考えておりますが、大きな増減はないのかなと思えます。

岩井委員： 恐らく、工事の単価についても年々上がっていくのではないかと思うのですが、その点も考慮して、金額等については、横ばい、もしくは減っていくという傾向があるのでしょうか。

宮下課長： 例えば、予定価格を積算する場合に、当然様々な業者からの見積りもありますが、いわゆる標準労務単価を使っております。

国等が行っております調査に基づいて、例えば都道府県別に工種別に労務の単価が示されており、そういったものを基準に積算しております。

毎年、金額が少しずつ上昇していますので、発注金額についてはプラスの要素にはなるのかなと思えますが、工事費にどのくらい影響を及ぼすのかについては何とも言えないと考えております。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 続きまして、ガス水道局発注分について事務局から説明をお願いします。

平野課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明でご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 次に指名停止措置状況について、事務局から説明をお願いします。

## (2) 指名停止措置状況について

宮下課長： 資料 2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明につきまして何か質問等がありましたらお願いします。

岩井委員： 新光コンサルタントの経緯をご説明いただきましたが、上越市では過去に契約をされているのでしょうか。

宮下課長： 新光コンサルタントにつきましては、新潟市中央区に本社があり、県内に複数の営業所がある中で上越市にも営業所があります。営業所の代表が

契約権限を有しており、市からも何件か発注があります。

具体的に申し上げますと、平成 24 年度から 28 年度まで過去 5 年間、上越市における設計業務委託は 400 件程度ありますが、そのうち新光コンサルタントを指名した案件が 22 件あります。このうち新光コンサルタントを落札決定としましたのは平成 26 年度に 1 件、27 年度に 1 件の計 2 件となっております。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： 他にありませんでしょうか。

岩井委員： 不正ないし不誠実ということで説明があったかと思いますが、その度合いによって指名停止期間が 1 か月など、期間の長さなどが決められていると思うのですが、雪中貯蔵施設の件は火事で全焼しており、市が定めた罰則があると思いますが、3 か月では軽いのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

宮下課長： 上越市建設工事請負業者指名停止措置要領において、定めております。その中で、不正または不誠実な行為に関しては、1 か月以上 9 か月以内の範囲内で指名停止措置を決定しております。

どの程度の指名停止措置を行うかについては個々の案件に応じて判断をしておりますが、樽田の雪中貯蔵施設につきましては工事の途中で建物が全焼し、工事ができないという状況でありますので、履行不能となった状況です。その上で契約解除を行い、約款に基づきまして、まずは違約金を元請け業者から徴しております。

建物の全焼ということで、その賠償についてはそれぞれ保険等に入っておられますので、市から元受業者に賠償請求を行います。

どのくらい賠償請求をするかについては、これまで工事の改装中に建物が燃えたという事例は無く、初めての事案であります。よって、賠償は賠償としてきちっと求償請求をした上で、指名停止を行います。最終的には契約の解除になりましたので、過去の事案の中で契約解除については 3 か月指名停止という事例がありましたので、これを勘案して 3 か月の指名停止措置を行ったものであります。

今本委員長： 処分基準や期間の幅が決まっているということですね。他に何かございましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

## 【審議】

### (1) 抽出案件の審議について

今本委員長： 今回は宮崎委員に抽出していただきました。抽出理由について記載しておりますが、補足説明される場合は宮崎委員から事務局説明の前をお願いします。

審議についてはこれまで同様、各案件について事務局が概要説明を行っ

た後、委員の皆さんからご質問をいただき、事務局が回答するという形で進めていきたいと思っております。案件の担当からも同席いただいておりますが、同席される市の担当者は、最初に発言される際、部署名と名前を発言してから、回答をお願いします。

案件審議の順番については、No.1 から順に審議したいと思います。それではまず、No.1 の案件、稲田汚水幹線 130-2 他枝線工事についてから始めます。宮崎委員から補足等がありましたらお願いします。

宮崎委員： ありません。

今本委員長： それでは、説明をお願いします。

《No.1 稲田汚水幹線 130-2 他枝線工事》

西條係長： (資料 3 のNo.1 に基づき契約の概要を説明)

本工事の場所は戸野目古新田他です。バイパス 18 号線と主要地方道上越・安塚・柏崎線の高架橋の下、国土交通省高田河川国道事務局があるところの高架橋下付近と想像いただくと、お分かりいただけると思っております。

今回の工事の工法につきましては、推進工法となっております。この工法は地中をドリル、推進機で掘り進みながら下水道管を埋設していく工法であり、技術的に高いものが求められます。推進工事の他には開削工法があり、開削工法にあっては地盤を直接、穴をあけて下水道管を敷設して埋めていくという工法ですので、推進工法のほうが技術的に若干高いものが求められる工事であると考えております。

今回の工事は 250 ミリの推進工法による工事であって、かつ、概ね 4,000 万円程度の内容ですので、市の基準では 800 ミリ以下の推進工法による 2 千万円～1 億円未満の下水道工事に該当し、市内本社を対象とした制限付き一般競争入札により実施しています。

今回の条件としては、市内に本社を有する土木一式工事 A ランクとさせていただきます。この条件に合致する登録業者は 39 者該当します。本工事については市で設計を行っておりますので、最低制限価格を設定した上で発注を行ったものであります。

今回、宮崎委員から、落札率が高いとのご指摘をいただいております。今回の工事につきましては、落札率が 99.87% となっております。先ほど課長からご説明させていただきました平成 29 年度の制限付き一般競争入札のうち土木一式工事の実績が 68 件あります。こちらの平均落札率は 95.68% であり、今回の工事は比較して 4.19 ポイント高い状況でした。

今回の工事は、関川側から順に、稲田汚水幹線 130-1、130-2、130-3 と順に並んだ工区設定としております。3 工区につきましては、当初大きく 2 工区に分けて工事の発注をする予定でしたが、当該工区において、流下方法をポンプ送圧から自然流下に見直したため、3 工区に分けた経緯があります。今、お話しした中で今回の工事はその真ん中の工区に該当し、130-1

工事につきましては、今回の入札における 1 番目の田中産業㈱が、他方、130-3 他工事につきましては今回の入札における 2 番目の㈱草間組が、それぞれ 130-2 を発注する時点において既に受注者として決まっておりました。本来、連なった下水道工区を発注する場合にあつては、同時期もしくは下流側から順に発注する場合がほとんどですが、今回に限っては、2 工区と設定したものを急遽 3 工区に分けたという事情があり、両端の業者が決まっている状況で、その真ん中の工区を新たに発注したという経緯があります。

ここからは推察になりますが、対象工事 130-1、130-3 につきましては、既に受注している 2 者が今回の 1 若しくは 2 番目の業者となります。また、今回の工事場所が戸野目古新田他となっており、この場所は新道区の下稲田や寺地内にも接している位置にあります。新道区の稲田に清水組の本社があり、その業者が今回 3 番目に応札した業者となります。今回の場合、両側を既に受注している 2 業者と地元で本社を持っている業者以外に手が上がらず、3 者のみによる競争となったことから、結果として 99.87%の落札率になったものと考えているところです。

今本委員長： ありがとうございます。

1 番目と 2 番目のところは、両端の工事をやっていたからということでしょうか。

西條係長： そうですね。両端の工事を行っておりますので、そのまま延長して工事を実施することができますので有利といえますか、手を上げやすかったのではないかと考えています。

岩井委員： 制限価格を設けている工事と設けていない工事があると思うのですが、この場合は高い技術が要求される工事であるので、制限価格を設けているのでしょうか。

西條係長： 今回、推進工法ではありますが、開削工法などそれ以外の工事につきましても基本的に下水道工事を市で発注するに当たって、市で設計を行った上で、発注する場合には、工法に関わらず最低制限価格を設けています。

宮下課長： 補足となりますが、最低制限価格があるものとなないもの大きな違いですが、設計書を組んで発注するものは最低制限価格を設けております。他方、仕様書で発注する場合には最低制限価格の積算ができないことから、最低制限価格を設けません。

その代わりとして、ダンピング受注を防ぐために、85%未満の応札があった場合については低入札調査を行い、しっかりと施工することができるのかを確認した上で落札決定しています。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： 他にありますか。

全委員： (意見なし)

《No.2 市道東頸城幹線修繕工事》

今本委員長： それでは次にNo.2 市道東頸城幹線修繕工事に入りたいと思います。落札率が高いということです。それでは、事務局から説明をお願いします。

西條係長： （資料3のNo.2に基づき契約の概要を説明）

本工事につきましては、当該市道における法面崩壊の被害に関する修繕工事を行う内容となっています。

昨年9月の市議会におきまして、予算を補正し、債務負担行為、つまり平成30年度も工事をするということについて市議会から了解いただいた上で実施をさせていただいております。

今回の工事は予定価格が2,000万円以上ですので、制限付き一般競争入札により実施しています。また、予定価格が1億円以上の土木工事となっておりますので、共同企業体、いわゆるJVでの参加をお願いしたところです。共同企業体の条件としましては、2者の共同企業体であれば土木一式工事Aランク同士の共同企業体、3者であれば市内に本社を有する土木一式工事Aランクが3者、もしくはAランク2者及び代表以外のBランク1者の共同企業体となります。条件に合致するAランク業者は39者、Bランク業者は66者になります。

宮崎委員からは高額な工事であるのに、落札率が高いとのご指摘をいただいております。今回の落札率が97.37%となっており、平成29年度に制限付き一般競争入札を実施した土木一式工事68件の平均落札率が95.68%あることを踏まえると1.69ポイント高い状況にあります。

ただし、平成29年度の予定価格が1億円を超える共同企業体の土木一式工事は6件ありましたが、この平均落札率は98.01%であり、今回の案件が逆に0.64ポイント低い状況となりました。これら6件の内容は、下水道新設工事が3件の他に橋梁新設等2件及び本件という内訳となっております。

今回応募した3共同企業体にあつては、いずれも代表者が地元の浦川原区内に本社を有する共同企業体からの応募となっております。平成29年度の災害復旧工事などの案件につきましては、該当する案件が20件あり、平均落札率は97.30%となっており、今回の工事1件と比較しても0.07ポイント低い状況となっております。

ここからは推察となりますが、1点目として、工事の内容が崩落被害に伴う災害復旧工事であることで、業者もなかなか手を出しづらい、どうしてもやりたい部類の工事ではなかったのかなと考えております。過去の災害復旧工事の落札率などからもそれが読み取れるところであります。

また、2点目といたしまして、今回の工事発注が11月からの冬期間を含む工事期間ということと工事場所が浦川原地内ということで現場から離れた場所に本社がある業者が敬遠して手が上がらない状況もあったのではな



いかと考えております。それらの要因が重なり、結果として地元の浦川原地区に本社を有する代表者の3企業体のみによる競争となり、結果としてこの落札率になったのではないかと推察しております。

今本委員長： ありがとうございます。JVの場合は組める企業も少ないということもあり、落札率が上がる傾向にあるのでしょうか。

西條係長： 今、数字としてまとめたものではありませんが、制限付き一般競争入札のうち、単独の場合と共同企業体を組んでいただく場合で手を挙げていただく業者数を比較しますと、単独の場合のほうが手を挙げられる業者数は多くなると感じています。

今本委員長： ありがとうございます。

他に何かありましたらお願いします。無ければ、この案件については以上で終わりたいと思います。

全委員： (意見なし)

#### 《No.3 海浜公園噴水整備工事》

今本委員長： No.3 の案件、海浜公園噴水整備工事です。こちらも落札率が高いとの指摘です。事務局から説明をお願いします。

西條係長： (資料3のNo.3に基づき契約の概要を説明)

本工事につきましては、新水族博物館に隣接する海浜公園に水に親しめる空間を創出する噴水広場を整備するものであります。この噴水広場は、子供たちが、駆け抜けたり、水浴びすることができるように平面的な構造としております。よく真夏日のニュース映像等で子供達が水遊びをしている噴水の映像があるかと思いますが、そういった噴水をご想像いただければと思います。

利用者がセンサーに触れた場合のみ運転するドライ型噴水及びミストを整備するものですが、積算基準や歩掛りが無く、噴水施設を設置する内容となりますことから、市では設計を行わず、内容に精通している業者の参考見積額に基づいて予定価格を定めており、最低制限価格も設けておりません。

このような噴水の設置に係る工事につきましては、直近5年間での発注実績はなく、市でもあまり前例がない工事でした。工期は平成30年5月10日としておりますが、現場内作業及び試運転については、平成29年度内に完了させるという条件を付けております。今回の工事は、予定価格が2,000万円以上ですので、制限付き一般競争入札により実施しています。条件としては、市内に本社を有する土木一式工事Aランクとさせていただきます。この条件に合致する登録業者は39者となります。

今回、落札率が高いとのご指摘をいただいております。今回の業務に当たっては、落札率が99.55%となっており、制限付き一般競争入札を実施した土木一式工事68件の平均落札率95.68%に対し、3.87ポイント高い状況

であります。

資料にも記載のとおり、本件は6者が参加し、結果として参考見積を徴した2者が第1位、2位を占める結果となっております。また、落札者を含めた参考見積を徴した2者にあつては、参考見積時と比較して、入札価格は参考見積時から若干下げた金額、額にして数十万円程度減額されたという内容となっております。内訳を見ますと、いずれも直接工事費については参考見積時と同額となっており、間接経費を若干下げてくださいという状況です。

ここからは推察となりますが、今回の噴水設備にあつては既製品を設置するという内容ではなく、水に親しめる空間を整備したいという考えの下に噴水を設置する工事であり、直接工事費の他、噴水整備に係る部品等につきましても参考見積の時から大きく減額することが困難だったのでと推測しています。その上で、間接工事費を自助努力で減額いただいたものの、結果として予定価格に近い落札率、99.55%の落札率となったのではないかと推察しているところです。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明でご意見ありましたらお願いします。

岩井委員： 水族博物館に来た子供達が水に親しめるという噴水として、屋台会館の周辺に設置しているのでしょうか。

宮下課長： 新水族博物館、屋台会館のすぐ近く、通称たこ公園の場所、直江津中学校の前に公園がありまして、今、建設している新しい保育園の子供達、さらに水族博物館に来られたお客様もご利用いただける設備になると思います。

中ノ瀬主任： 平成30年に新水族博物館が開館、翌年31年に新保育園も隣接地に開園するというので、水族博物館に来園された方の屋外の遊び場としてもご利用していただきたいという思いと、新保育園の園庭の延長のような形で利用していただきたいという思いでその場所に噴水を設置したものです。

今まで、上越市にはドライ型、つまり下に水が溜まらず、子供達が駆け回って遊べる噴水というものがなく、今回初の設置になります。これから来園者が見込まれるような場所でそういった噴水を設置して、水に親しめる空間を設けたいという趣旨で設置したものです。

今本委員長： ありがとうございます。

岩井委員： 水に親しめるというのは良い目的だと思うのですが、下に水は溜まらないのですか。

中ノ瀬主任： 下は平面的な構造となっております。床に穴が開いていて、直上で噴水が吹き上げるものです。また、ミストや水が交互に出るなどを組み合わせたプログラムがあります。実際、円形の噴水の中に入ることができるのですが、下は水が溜まっていなくて、ゴムチップ舗装という舗装がしてある

上で、水着に着替えていただくなどにより、そこで水遊びをしてもらうことができる噴水です。

今本委員長： 予定価格を設定する上で、参考見積業者から見積りを徴していると思うのですが、他の案件も、いつも2若しくは3者から見積りを徴しているのでしょうか。

西條係長： 内部の定めになりますが、市では設計を組まずに業者からの参考見積により予定価格を決める場合については、1者ではなく複数者から参考見積りを徴した上で予定価格を決めることとしています。

今本委員長： 今回の場合、落札業者は工事の場所から近いという理解でよろしいのでしょうか。

西條係長： おっしゃるとおりです。

今本委員長： やはり噴水は、工事費が高いということがあるのでしょうか。

西條係長： 設置工事費もそうなのですが、元々出来上がった仕様通りのものではなく、特注の部分が多く、本体部品の割引や工事費の削減が困難であったのではないかと考えております。

今本委員長： 分かりました。ありがとうございます。他に何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

#### 《No.4 旧直江津銀行耐震改修工事》

今本委員長： 続きまして、No.4 旧直江津銀行耐震改修工事について、これも落札率が高いということで、意見をいただいております。事務局から説明をお願いします。

西條係長： (資料3のNo.4に基づき契約の概要を説明)

本工事につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、旧直江津銀行の現在の用途である事務所から集会所に変更するとともに、活用に向けた建物の耐震改修及び煉瓦壁の倒壊防止工事等を行う内容になります。

平成29年9月市議会において、予算を補正し、また、平成30年度も債務負担行為を設定した上で、平成30年度においても事業を実施することについて、市議会から承認いただいております。

今回の工事は、予定価格が2,000万円以上ですので、制限付き一般競争入札により実施しています。条件としては、市内に本社を有する建築一式工事Aランクとさせていただきました。この条件に合致する登録業者は28者となります。

今回、落札率が高いとのご指摘をいただいております。今回の業務にあっては、落札率が99.85%となっており、平成29年度に制限付き一般競争入札を実施した建築一式工事21件の平均落札率が98.17%であり、1.68ポイント高い状況であります。

資料にも記載のとおり、本件は5者が参加し、再入札2回を含め、合計3回の入札によっても、落札者が決定せず、一旦不調とさせていただきました。当市におきましては、上越市財務規則において再入札を行っても落札者がおらず、入札が不調となった場合には随意契約に移行することができるという規定があります。加えて、「入札の不調又は不落における随意契約の事務取扱要領」によって、予定価格と最低応札額の差が概ね10%以内の場合に随意契約に移行できると定めており、今回の場合、差が4.08%でしたので、随意交渉に移行しました。

随意交渉には、私も担当係長として同席させていただき、交渉を行いました。最終的に業者でご検討いただき、12月13日に59,000,000円の見積りを提示いただき、随意決定したものです。

今回の事例では、予定価格に達しない中で随意契約に移行したことで、結果として落札率が高くなったものです。

最後になりますが、当該落札業者と随意交渉させていただく中でお聞きした範囲内では、旧直江津銀行の建物は、築年数が新しい施設と比較して、建築から年数を経過しているため、実際に改修する際に、躯体の老朽化なども含めて改修において想定できない経費を要することを懸念され、入札額を下げるのが難しかったと聞いておりますので、他の業者さんも同様に、建設から年数が経過した施設の改修工事におけるリスクなども考慮した入札額を設定された結果、落札せずに随意交渉まで移行したものと考えております。

補足となりますが、当初想定しない事態が発生すれば、市も変更契約により工事の内容を変更し、必要に応じて増額の変更等についても対応させていただいております。そのことは、今回の落札業者にもご説明させていただいております。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明でご意見ありましたらお願いします。

岩井委員： どのように用途を変えたのですか。

西條係長： もともとの用途が事務所だったのですが、そちらを集会場に変更するという内容です。

岩井委員： 住民の方が集まって何か活動をするとか、そういった意味での集会場なのでしょうか。

柏村主任： 現在、改修工事を行う前から、まちづくり団体が定期的にイベントを開催しておりまして、用途が事務所であることから、毎回保健所と消防署に申請を出して使っていただいております。今回、集会所という形で用途変更させていただく中で、そういった手続きが不要になり、使いたい時にいつでも使えるという点も工事の目的の一つです。

岩井委員： 入札については、先ほどの説明で納得できました。

ただ、そこに集会所を作って、果たして使用頻度はあるものだろうかと頭に浮かんだものですので、質問させていただいたんですけども、集会所というのは、あちこちにできていると思います。私も旧直江津銀行は行ったことがあるのですが、使用頻度はあるのでしょうか。

宮下課長：　ここでの集会機能は町内会館などの機能ではなく、直江津地区ということで先ほど海浜公園や噴水の話もありました。新しい水族博物館が6月にオープンするというので、いわゆる直江津地区の活性化、地区のまちづくりに役立てるという意味もあります。

従来、何かイベントをやろうとしても消防だとか様々な手続きが必要なところを建物の古い部分を改修しながら、防火設備なども整備する中で街の回遊と言いますか、水族館で魚を見て、ちょっと歩くと旧直江津銀行でイベントがあつて、そこに人が立ち寄って、町全体の直江津地域の活性化に繋げていく、そういった目的もあると認識をしております。

今本委員長：　ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。

これは落札決定とあるのですが、落札ではないのですよね。

西條係長：　委員長のおっしゃる通り、随意契約決定になります。

今本委員長：　耐震改修というのは、これまでこの委員会で扱ったことが無かったと思うのですが、やはり、壁をはがしてみないと分からないという話がありましたけれども、積算に問題があったという認識はあるのですか。また、積算自体が難しいのですか。

小堺主任：　今回改修する建物が、100年以上経った古い木造の建物でありまして、設計でもある程度は調査等を行っているのですが、壁をはがしてみないと内部の状況が分からないという状況があり、そういったことは分からないまま進めなければならないということがあります。

そういった説明をさせていただいた上で入札していただいております。また、変更があった場合は変更契約により対応させていただくこととしております。

今本委員長：　工事を開始してから、深刻な問題が出てきたらそこでもう一回やり直すということでしょうか。

小堺主任：　その段階で検討させていただき、どのように対処するのかについて、対応させていただきます。

今本委員長：　ありがとうございます。

岩井委員：　概要のところにある雨屋付属屋はどういったものなのでしょうか。

小堺主任：　建物につきまして、本館、雨屋付属屋、別館、3つの建物区分がありまして、こちらの名称を付ける中で本館というのが旧直江津銀行の建物になります。

雨屋付属屋というのが本館から奥の庭のほうに抜けていくところの通路部分を雨屋付属屋という名称としています。

今本委員長： ありがとうございます。他にありますか。

全委員： (意見なし)

《No.5 柿崎中学校自動火災報知設備受信機更新工事》

今本委員長： それでは次の案件No.5 柿崎中学校自動火災報知設備受信機更新工事です。これも落札率が高いとの理由で抽出されています。事務局から説明をお願いします。

西條係長： (資料3のNo.5に基づき契約の概要を説明)

本工事につきましては、柿崎区の柿崎中学校にある自動火災報知設備受信機について、必要な更新工事を行う内容となります。

柿崎中学校に設置している自動火災報知設備受信機の定期点検において、老朽化に伴う更新の指摘を受けたことから、実施したものです。

今回の工事は、消防施設の工種に該当し、平成29年度の発注状況におけるその他工事98件のうち、11件が消防施設の工種に該当しています。

また、本件を含めた11件のいずれも、内容に精通している業者の参考見積に基づいて予定価格を定めており、最低制限価格は設けていません。

今回、落札率が高いとのことでご指摘をいただいております。今回の工事にあっては落札率が99.79%であり、平成29年度の消防施設11件の平均落札率が92.44%であり、今回の事例が最も落札率の高い案件となっております。資料にも記載のとおり、結果は参考見積を徴取した業者が、そのまま落札者となっております。また、落札者を含めた参考見積を徴した2者にあっては、いずれも参考見積時と比較して、ほぼ同額での入札額となっております。

あわせて、平成29年度に11件ありました消防施設の平均落札率のうち5件が自動火災報知設備に該当する案件になりまして、こちらの平均落札率も確認しましたが、92.90%であり、11件の平均と大きく変化しておりませんでした。

ここからは推察となり、その内容は2点あります。1点目ですが、新規に導入する自動火災報知設備について、参考見積額以上の割引が困難であったのではないかと、2点目としては、受信機の部品代が大きな比重を占め、それと比較して既存の自動火災報知設備の撤去・更新工事等に係る費用が少額であることから、大きく工事費や諸経費を圧縮することができなかつたのではないかと考えております。以上の2点により、結果として、参考見積を徴したうちの1者が予定価格に近い額で落札をし、落札率も99.79%になつたのではないかと考えているところです。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明でご意見ありましたらお願いします。

特になければ、次の案件に入りたいと思います。

全委員： (意見なし)

《No.6 里公小学校屋内消火栓ポンプ更新工事》

今本委員長： No.6 里公小学校屋内消火栓ポンプ更新工事です。工事指名競争入札の中で、唯一落札率が低いという理由で抽出していただきました。事務局から説明をお願いします。

西條係長： (資料3のNo.6に基づき契約の概要を説明)

本工事につきましては、三和区の里公小学校にある消火栓ポンプについて、年度末までに必要な消火栓ポンプの更新工事を行う内容となります。

里公小学校に設置している消火栓ポンプの定期点検において、老朽化に伴う更新の指摘を受けたことから実施したものです。

先ほどの柿崎中学校の事例でもご説明したとおり、消防施設の工種に該当し、平成29年度の発注状況におけるその他工事98件のうち、11件が消防施設の工種に該当しており、本件も内容に精通している業者の参考見積書に基づいて予定価格を定めており、最低制限価格も設けていません。

今回、工事指名競争入札の中で、唯一落札率が低いとのご指摘をいただいております。

今回の工事では落札率が60.53%となっており、平成29年度の消防施設11件の平均落札率が92.44%であります。今回の事例は先ほどの柿崎中学校の事例とは逆に消防施設の入札の中で最も落札率の低い案件となっております。

資料に記載のとおり、最低制限価格を設けておりませんので、予定価格の85%を下回ったことから、私も同席させていただき、低入札調査を実施しました。聞き取りの中では、当該業者にあつては、非常に受注意欲が高く、無理はしていないものの、消火栓ポンプの納入額や諸経費等において提示できる最低の額で見積ったとの回答でした。

結果を見ますと、12者のうち7者が応札しておりますが、応札者7者のうち6者までが予定価格の85%未満の低入札調査に該当する額での入札を行っております。

また、参考見積を徴した2者にあつても、額は申せませんが、直接工事費も含めて参考見積時よりも一定程度入札額を下げしております。

ここからは推察となり、その内容は2点あります。1点目は新規に導入する屋内消火栓ポンプユニットについて、カタログ等も確認しましたが、先ほどの柿崎中学校の事例では、火災報知設備の更新、所謂電気工事に近い内容であるのに対して、今回の場合は既に組み上がったポンプを設置するという機械器具設置に近いような工事内容であったことから、既製品であるポンプについて、問屋から一定の割引が可能であったと考えられます。

また、2点目としては、既存の消火栓ポンプの撤去・更新工事等について、先ほどの柿崎中学校の事例とは異なりまして、全体の中で一定費用を要する内容であるため、工事を効率的に実施することで工事費や諸経費の

圧縮が大きく、その分が額として大きくなったのではないかと考えております。

以上の2点により予定価格と落札額に大きく開きが生じたのではないかと考えているところです。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明でご意見ありましたらお願いします。

これは先ほどの事例と比べて、予定価格がかなり高かったということですよ。結局、見積りを徴する業者にも問題があるのかなという気がします。

西條係長： 先ほどお話しした内容で、参考見積りを徴取した業者のうち1者にあっては、参考見積額から6割以上を値引く額で入札されています。参考見積の際はいくまでもカタログ価格を提示し、入札時に大きく勝負をするということが可能な内容だったのかなと考えているところです。

岩井委員： 先ほど柿崎中学校と比べて設置費用があまりかからないようなことだったのでしょうか。

西條係長： 先ほどの柿崎中学校の事例に比べまして、当初、予定価格を設定する際の設置費用や諸経費に関する割合が今回の場合は大きいので、その部分で頑張れば圧縮が大きくなるという趣旨で説明させていただきました。

岩井委員： 予定価格のうち、諸経費等の割合が多いということですか。

西條係長： その通りです。

岩井委員： 入札額が低ければ低いほど、それに越したことはないのですが、予定価格を算出する際の見積りが、きちんとしてなかったのかなと思います。

西條係長： 過去の事例、消防設置工事の過去の事例も確認したのですが、今ほどお話をさせていただきました柿崎中学校のように、いわゆる火災が発生した時の火災警報装置更新工事の事例は数多くあるのですが、今回のように消火栓ポンプ自体を入れ替えるという事例があまりなく、おそらく担当としてもどこから参考見積をお願いしたら良いのかということが非常に悩ましかったのではないかなと考えております。

今本委員長： あまり事例が無かったということですね。

宮下課長： 補足ですが、業者の見積りの在り方について、市で仕様書発注の場合に標準単価を使えないため、業者に見積りを依頼し、こういうものを作りたい、設置したい、改修したい時に、見積りを徴していますが、業者の見積りも大きく2つに分かれると思います。

市から提示された仕様に基づいて、こういった仕事をするときに、標準的な施工方法・調達方法により積算する場合と、実際に自分が入札するギリギリの額を提示してくる場合、おそらくこの2パターンに分かれてくると思います。

業者が市に対して参考見積を出される時に、どちらを採用されるのか、



それとも中庸部分で納まるのか、については何とも言うてみようがありません。ただ、業者の積算に当たっては、例えば機械設備であれば通常電気設備に携わっている業者もいらっしゃる、消防設備に多く携わっている業者、機械設備を専門にしているどちらかといえば土木系、またはいわゆるオーディオ機器を中心としている業者も混在しておりますので、そこは結果論になってしまうのですが、今回の参考見積を徴するに当たって高菱と大昭商事を選んでいますが、機械設備を専門としている株式会社高菱と、専ら消防設備を取り扱っている株式会社大昭商事、その業者の選定自体は特段不適切ではなかったと考えております。その業者さんがどちらに振れたのかにもなりますが、今回については、あくまでも結果なのかなと思っております。

今本委員長： ありがとうございます。他に何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

《No.7 用地測量調査業務委託》

今本委員長： それでは、次の案件、No.7 用地測量調査業務委託です。測量関係の中でも落札率が低いとのことで抽出していただきました。それでは事務局から説明をお願いします。

西條係長： (資料3のNo.7に基づき契約の概要を説明)

本委託業務については、吉川区内にあります旧東田中小学校跡地の用地測量調査業務を行うことを目的として、用地を3筆に分筆する内容となります。

現在、旧東田中小学校跡地を利用している東田中生産組合が新たに建物を取得することに合わせて、底地部分を購入したいとの意向を受け、用地を3筆に分筆するという業務を行ったものです。

測量業務に当たりましては、市で設計書を作成して設計額を算出する場合と、市で設計書を作成せず、業者の参考見積に基づいて予定価格を定める場合の大きく二通りに分かれます。

前者の場合は最低制限価格を設け、後者の場合は最低制限価格を設けないこととしております。今回の業務にあつては後者となっております。

市で発注する多くの測量業務にあつては、市道や林道等を整備する目的で業務を実施することが多く、用地測量や現地測量を行うとともに、道路改良や歩道、側溝柵などの簡易設計などを含めて委託業務としている場合が多く、これらの業務を実施するに当たっては、市で設計書を作成し、あわせて最低制限価格を設けております。

他方、今回の業務のように、現状の境界確認や合筆・分筆等のみをお願いする場合、単純に測量のみを行う場合の多くは、市内に多くあります測量業者からの参考見積に基づき、予定価格を定め、最低制限価格を設けていない状況です。

平成 29 年度の発注状況における測量業務 44 件のうち、本件を含めて 6 件について、業者の参考見積に基づいて予定価格を定め最低制限価格を設けておりません。

今回、宮崎委員から測量関係の中でも落札率が低いことについてご指摘をいただいております。

今回、予定価格を定めるに当たって、お示しした資料のとおり 3 者から参考見積を徴しておりますが、今回の実施個所である吉川区から近い測量業者からは参考見積を徴しておりませんでした。

入札の結果として、上位 1、2 位の業者にあつては、吉川区に近隣する大湊区、頸城区の測量業者でした。

資料に記載のとおり、予定価格の 85% を下回ったことから、私も同席させていただき、低入札調査を実施しました。聞き取りの中では、頸北地域内で民間から同種の案件で多くの実績があり、無理をして低い金額を提示した認識は無く適正な額で応札をした、との回答でした。

今回の事例につきましては、遠方の業者 3 者から参考見積をとった事例になってしまうのですが、先ほど宮崎委員からご指摘いただきましたとおり、市としては複数の業者から参考見積を徴して市で設計しない場合は参考見積に基づき予定価格を決めるということになっております。今回の場合、まずは近隣の業者から話を聞き、参考見積を徴するという対応によって、大きな落札率の低下は防ぐことができたのではないかと考えております。

今後の反省とはなりますが、業務の意見聴取や参考見積の提出をお願いするに当たっては、まず現場から近隣で実施が可能である業者がないのかどうかについて、まず、確認をするということを再度、徹底したいと考えております。市役所内で定期的に研修の機会を設けておりますので、そういった場면을捉え、周知徹底を図っていきたいと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明でご意見ありましたらお願いします。

宮崎委員： 参考見積業者を選定するに当たって、何か基準はあるのでしょうか。

西條係長： 市内部向けの手引きでは、まずは市内本社、市内本社が無ければ市内に営業所のある業者、それもいなければ県内業者、その次に県外業者という基準にさせていただいておりますが、契約担当として質問を受ければ、まずは近くから探すように説明、指導させていただいております。

今本委員長： そうであれば、近いところからというのは、特に明文化されていないという理解でよいですか。

西條係長： 失礼しました。明文化しております。

山田副委員長： 近いところというのは、今回は吉川区に近いところの業者を、という意味合いですか。

西條係長： おっしゃる通りです。工事であれば工事の施工場所、委託であれば委託の実施場所から近い業者ということです。

担当課にも確認をしたのですが、いつもお願いしている業者に参考見積をお願いしてしまい、近隣からの徴取を失念してしまったと聞いておりますので、そこは反省すべきと考えております。

岩井委員： 吉川の東田中に近いところというと、柿崎とも思うのですが、そこにも測量業者というのはないのでしょうか。

西條係長： 市からの業務を行うに当たっては、市から受注を受けたいとして、市の名簿に登録する必要があります。その登録いただいている業者のうち、主に測量に携わっている業者から選定しております。今回の場合、この2者が近隣だったということになります。

今本委員長： ありがとうございます。他に何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

#### 《No.8 災害備蓄用ウェットティッシュ》

今本委員長： 続きまして、ナンバー8 災害備蓄用ウェットティッシュです。落札価格が極端に低いということで抽出していただきました。事務局から説明をお願いします。

武田係長： (資料3のNo.8に基づき契約の概要を説明)

件名につきましては、災害備蓄用ウェットティッシュで、物品の購入契約の締結です。納入場所につきましては市内の指定避難所の備蓄保管場所等で、納入期限は29年12月20日までの44日間であります。

物品の概要といたしましては、災害備蓄用 ウェットティッシュ 1,120個を求めるものでありまして、1個当たり100枚以上入りでノンアルコールタイプのものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札で、入札日は平成29年11月7日です。

業者の選定理由といたしましては、物品の入札参加資格者名簿で、衛生用品を希望している業者の中で、希望順位4位以上の市内本社業者及び参考見積徴取業者を指名しております。

予定価格におきましては112万円です。今回抽出いただいた理由が、落札価格が極端に低いということですが、入札の結果におきましては16者指名した中で、応札いただいたところが5者、落札した業者が、参考見積を徴しました大昭商事で、330,400円ということで落札率は29.5%となっております。予定価格については、参考見積を基に設定させていただいております。

今回、参考見積は2者から徴取しておりますが、参考見積は1者のみだと、その見積額が適正価格なのかどうか判断できないので、この案件につきましても、2者から見積りを徴した上で安いほうの価格を予定価格と

させていただいております。

入札結果についてですが、参考見積業者が落札に至っております。落札率が低かった要因は、予測の範囲の話になって大変恐縮ですが、物品については、受注者がメーカー等から物品を、調達をして市に納品するものが一般的ですので、参考見積を徴収する際に、業者が各物品のメーカーに価格を確認するのが一般的なのかなと考えておまして、メーカーの出す価格が高いと参考見積も高めになる傾向にあると推測しております。

実際の入札の時点になると、メーカーとしても自社製品を出荷したいと思うために、かなり価格を下げてくると考えております。

今回の事案についても、落札をいたしました大昭商事が特別安い訳でもなく、応札した各者の入札額に大きな開きがないことから、実際の入札の際にメーカーとの価格交渉の結果、定価から大幅に割引が見込めたのかなと推測しています。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明でご意見ありましたらお願いします。

笹川委員： 概要のところは災害備蓄用ウェットティッシュとあって、使用期限が長いタイプのものだと思うのですが、何年か後に使用期限が過ぎているとなった場合、また入札対象になるのですが、逆に今回初めてでないとしたら、何年か前にも災害備蓄用としての入札はあったのでしょうか。

青柳係長： 災害備蓄用ウェットティッシュについては、今回初めて配備するものがあります。保存年限については特に定めはないのですが、10年くらいすると中の水蒸気が蒸発してしまっってウェットティッシュの用を成さないのかなと考えておまして、10年後を目処に更新、入替えと考えております。

笹川委員： 使わずに10年過ぎたとすれば良いことだとは思いますが、また同じようなものを入れ替えましようとなった場合に、また、参考見積を取るときに、今回のように予定価格と落札額が大きく違ったという過去のデータがありますので、参考見積を取るときに、こういうことがあったということ参考にする予定はあるのでしょうか。

武田係長： 今回の予定価格で徴収した参考見積が、定価だったかどうか推測の話になるのですが、おそらく定価に近い価格で見積りをいただいたのだらうと思います。

今ほど担当課からもお話をさせていただいたのですが、今回、消耗品や衛生用品的なものをこれだけの数を発注するケースをいうのが稀なケースということで、価格が実際に発注するときどれくらい落ちるのかというところもなかなか見極めが難しかったケースなのかなと考えております。メーカーの状況もあるでしょうし、前回の割引率がそのまま参考にできるかどうかということも難しいのかなというところはあります。ただ、今回、これだけの割引が得られたということについては、次回に参考見積を

徴して、予算の適正価格を見極める際には参考にはさせていただけるのかなと思っております。

笹川委員： 過去にこのような事例があっても、手続き上は参考見積を取るしかないということでしょうか。

武田係長： 私どもから仕様書を示して参考見積を取らせておりますが、先ほど課長からもお話をいただいたとおり、見積った業者が、実際に応札をイメージして金額を出していただけるパターンと、定価で一般的な価格というような形で見積りをいただけるパターンといずれのパターンもあるのかなと思いますし、私どもで参考見積をお願いさせていただくときに、業者さんの善意で、かつ無料で頂戴していることもありますので、あまり精度のところを無理にお願いするところも難しい部分もあるのかなというところもあります。業者からの参考見積を少なくとも複数から徴取させていただいて、平均的な金額を見極めて執行させていただいているのが実情です。

今本委員長： 災害備蓄用というのは普通のウェットティッシュとは別のものなのでしょうか。

武田係長： ウェットティッシュ自体は一般的に流通しているものと違いは無いということですが、備蓄用ですので、納品の段階で、梱包の際に、どんなものがどれだけ入っていると明示して納品していただくという仕様にさせていただいておりますので、そういったことで、災害備蓄用という案件名を付けさせていただいております。

今本委員長： ウェットティッシュは10年も保管できるのかなと気になりました。気が付いたら乾いて使えなくなることもあるかと思えます。

他にありませんでしょうか。

全委員： (意見なし)

#### 《No.9 上越市消防団員用白ヘルメット》

今本委員長： 次の案件、No.9 上越市消防団員用白ヘルメットです。落札価格が100%ということで抽出していただきました。事務局から説明をお願いします。

武田係長： (資料3のNo.9に基づき契約の概要を説明)

件名は上越市消防団員用白ヘルメットであります。こちらも同じく物品の購入契約であります。納入場所が上越方面隊の各消防器具置場及び各総合事務所、納入期限が平成30年3月30日までの60日間であります。

物品の概要におきましては、上越市消防団員用のヘルメット426個、材質につきましてはFRP製、規格は厚生労働省国家検定合格品で飛来・落下物用、墜落時保護用とさせていただいております。

契約の方法は指名競争入札、入札日は平成30年1月30日であります。

指名業者の選定理由につきましては物品入札参加資格者名簿におきまして、消防用品を希望しております市内本社業者を指名しております。

今回抽出していただいた理由が、落札価格が100%ということですが、ま

ず、予定価格におきましては、今までの案件同様、参考見積を基に設定をしております。今回の2者から参考見積を徴して安いほうの金額を予定価格とさせていただきます。

落札価格が100%ということですが、入札結果にお示ししたとおり、入札の結果、予定価格に達した応札者が落札者1者のみでその価格が予定価格と同額になったというものであります。

予測の範囲になりますが、今回の案件は、参考見積の精度が高かったのかなと予想されます。実際、予定価格の根拠となった参考見積を見ますと、今回ヘルメット426個を調達しておりますが、単純に予定価格で発注数割り返しますと、一個当たり2,800円であります。同等品のカタログ価格を見ると一個当たり4,400円程度で提示されているものが多かったものから、参考見積の際に、いわゆる値引き分等が考慮されていたものと考えられます。定価から比較すると63%程度の落札率になるのかなと思っておりますが、参考見積の精度が高かったのが100%の原因になるのかなと推測しているところです。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明でご意見ありましたらお願いします。

宮崎委員： 私も一個当たり2,800円は感覚的に安いような気がしたので、抽出させていただきました。今の説明で結構です。

笹川委員： 言葉を確認したいのですが、資料中の第1回目の入札で、辞退と棄権がありますが、違いを教えてください。

武田係長： 辞退と棄権の違いですが、辞退は事前に指名業者の方から辞退の旨の申し出があった場合に辞退とさせていただきますし、棄権につきましては当日の入札にお見えにならなかったものを棄権としております。

今本委員長： 先ほどと異なり、あまり良くない言い方かもしれませんが、業者がまじめに見積りを取ったというか、あまり計算高くなかったというか、そういうことを感じました。

他に無ければ、この案件については終わりたいと思います。

全委員： (意見なし)

#### 《No.10 水道メーター修理再検定委託》

今本委員長： 次の案件、No.10 水道メーター修理再検定委託です。ガスを含め、メーター修理再検定委託業務は落札率が低い傾向があるということで抽出していただいています。それでは事務局から説明をお願いします。

池田主任： (資料3のNo.10に基づき契約の概要を説明)

水道メーター修理再検定委託であります。まず委託の内容についてご説明いたします。水道及びガスのメーターにつきましては計量法において検定期間が水道メーターは8年、ガスメーターは10年と定められており、それぞれ8年または10年を経過する前にメーターをお客様のところで交換・

回収し、川原町にありますガス水道局の研修センターで一時保管しております。そのメーターを修理し、検定を受けた後に再度使用するものであります。

今回の発注では、水道メーターの口径 13mm を 1500 個、20mm を 1300 個、25mm を 50 個の修理及び検定を委託しております。

指名業者の選定理由につきましては、物品入札参加資格者のうち、水道メーターを希望する業者から選定しております。水道メーター希望する業者が全部で 18 者となっております。このうち、市内本社業者 4 者、市内に営業所のある準市内業者が 7 者となっており、この 4 者と 7 者の計 11 者を指名しております。

宮崎委員からの抽出理由といたしまして、ガスを含めメーター修理再検定委託業務は落札率が低い傾向があるとのこと指摘であります。

予定価格は複数者から参考見積を徴し、その価格を基に設定しております。

参考見積の徴取時期につきましては、可能な限り実勢を反映できるよう、発注の 1 か月程度前としております。

委員ご指摘のとおり、平成 29 年度の水道メーター及びガスメーターの修理再検定委託は、平成 29 年度の委託の平均落札率 84.44% に比べ低くなっている傾向にあります。

落札率が低くなっている理由について、落札した業者に確認したところ、見積価格は実際にメーターの修理を行うメーカーから提出される価格を元に設定されており、見積依頼時にメーカーの工場の稼働率が低い場合、安い価格でも仕事が欲しいため見積価格も低く、逆に稼働率が高い場合、見積価格が高くなる傾向にあるとのことでした。

このことから、予測ではあるのですが、参考見積時に比べ、入札時はメーカーの工場の稼働率が低く、受注意欲が高かったことから、落札率の低下に繋がったものと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明でご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 以上で審議は終了となります。ありがとうございます。

次回、平成 30 年度第 2 回目の審議案件の抽出者についてですが、岩井委員となっておりますが、岩井委員いかがでしょうか。

岩井委員： はい、分かりました。

今本委員長： それでは、回りの審議案件の抽出者は岩井委員といたします。

これで、本日の審議は、全て滞りなく終了しました。ありがとうございます。事務局から何かありますでしょうか。

宮下課長： 次回第 2 回目の会議の予定ですが、事務局といたしましては例年のとお

り 8 月下旬を予定しております。詳しい日程につきましては、事前に委員の皆様へ日程調整させていただき、さらには、委員長とも相談させていただきまして、早めにご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回の抽出案件の御担当は岩井委員と決定いただきましたので、事務局からも改めて御連絡をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了いたします。長時間に渡り、ありがとうございました。